

## 学位授与取消しの基準について

学位授与の取消しに係る東京大学の一般的な規定としては、東京大学学位規則第 17 条と、教育研究評議会決定である「学位授与の取消しに関する手続についての申合せ」（平成 22 年 6 月 22 日）（以下「申合せ」という。）とがある。

「申合せ」の 1. では、学位規則第 17 条第 1 項中に定められた学位授与取消しの要件、すなわち「不正の方法により学位の授与を受けた事実」が、「当該学位の授与に関して、データその他研究成果の捏造、改ざん、盗用等学位審査論文の作成に係る不正行為又は金銭の授受等学位審査に係る不正行為が存することをいう」と定義されている。本件では、この定義にもとづき、「申合せ」の 1. 前段の「学位審査論文の作成に係る不正行為」の存否を基準として学位授与の取消しの相当性を判断することとしたものである。

ただし、上記両規定の適用に際しては、その解釈を統一するために、特別調査委員会及び教育運営委員会で、次の点について確認した。

(1) 不正行為が学位の授与を取り消す理由となるのは、学位を授与された者が自ら、学位請求論文において不正行為を行っていた場合、又は学位を授与された者が、不正行為を知りつつ、若しくは重大な注意の懈怠により知らずに、他者の行った不正行為に係るデータその他研究成果を学位請求論文において利用していた場合、とする。

(2) 問題となっている不正行為が、学位授与に至る過程において重要な意味を持たず、軽微なものと判断される場合は、学位授与を取り消さないことが相当である。重要性の有無の判断に当たっては、不正の程度、論文全体における不正行為に係る箇所分量の他、不正行為に係る箇所が論文全体の論旨にどの程度関係するか、不正行為に係る箇所が論文の独創性や新規性の評価にどの程度関係するかを、専門の観点から考慮するものとする。

本件に関しては、以上の判断基準に基づき、学位授与の取消しの相当性を各研究科において判断したものである。